

安全保障貿易管理と 大学・研究機関における機微技術管理 について

平成30年10月

経済産業省
安全保障貿易管理課

目次



1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 我が国の安全保障貿易管理制度
 - (1) リスト規制
 - (2) キャッチオール規制
 - (3) 輸出者等遵守基準
3. 大学・研究機関における機微技術管理
 - (1) 技術の提供・貨物の輸出の確認手続
 - (2) 個々のケースの確認手続
4. 違反に対する罰則等
5. 大学へのアンケート結果
6. 大学等に対する経済産業省の取組



1. 安全保障貿易管理の必要性

安全保障をめぐる課題の深刻化

【中東】

- ・シリア内戦開始以降、シリア国内での化学兵器等の使用が頻発。I S I L 等によるマスタードガスの使用の疑い。
- ・平成27年3月以降、イエメンでは内戦状態が続き、1万人が死亡、800万人以上が飢餓状態にあるとされる。
- ・平成27年11月以降、欧州でテロ事件が頻発。
- ・平成30年4月、シリア政権による化学兵器使用の対抗措置等のため、米等がシリア空爆を実施。

【ロシア】

- ・平成26年、ウクライナ情勢の更なる悪化を背景に、ロシアに対する武器等の輸出制限の厳格化等の追加的措置について、閣議了解。現時点で、ロシアに対する経済制裁は解除されていない状況。
- ・平成30年3月、英国にて、神経剤によるロシア人元スパイ暗殺未遂が発生。英国はロシアに対して制裁措置。

【北朝鮮】

- ・平成29年9月に6度目となる核実験を実施。
- ・日本近海へ向けて幾度となくミサイルを発射。
- ・一方で、平成30年4月には、核・ミサイル実験の停止を表明。同月、南北首脳会談が開催。南北協力の活性化を宣言。
- ・平成30年6月米朝首脳会談において「朝鮮半島の完全な非核化への取組」を約束

北朝鮮船艦に
日本製レーダー

中国向け
欧州武器／汎用品

I S I L 爆弾に
日本製部品

【イラン】

- ・平成28年1月、イラン向けの原子力関連品目及びミサイル関連品目の移転につき、輸出禁止措置を解除。
- ・一方で、核合意後もミサイルの発射実験を実施するなど、平成30年5月には、米がイラン核合意からの離脱を発表。

【中国】

- ・中国の公表国防費額は過去10年で約3倍増。
- ・南シナ海南部の南沙諸島を埋め立て、軍事拠点化。また、東シナ海南西部では、尖閣諸島海域で領海侵入を継続。
- ・中国初の国産空母について、平成30年4月に海上公試を実施。近年中に就役するとみられる。



- ✓ 従来の国際秩序を覆す動きが顕在化。
- ✓ 核、ミサイル、化学兵器等大量破壊兵器の脅威は現実化。
- ✓ 非国家主体（テロリスト等）による脅威も引き続き存在。

安全保障貿易管理の必要性(1)

国際的な安全保障環境の深刻度が増すなか、

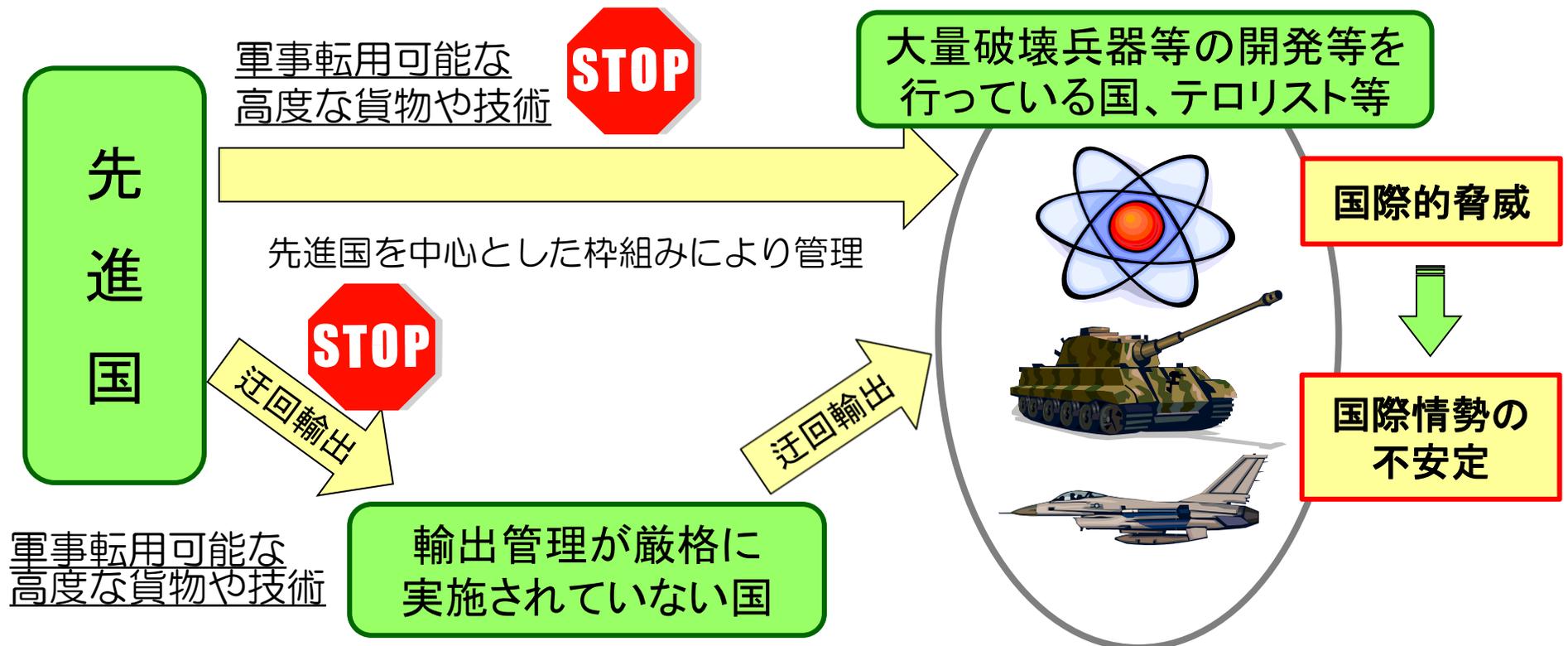
- テロリストや懸念のある国に大量破壊兵器等※1の開発等※2を行わせないこと。
 - 懸念のある国に通常兵器の過剰な蓄積を行わせないこと。
- が重要。

 安全保障貿易管理(輸出管理)を通じて、軍事転用可能な高度な貨物や技術がこれらの主体に渡らないようにすることで、国際的な平和や安全の維持に貢献する必要がある。

※1 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。※2「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう。

安全保障貿易管理の必要性(2)

- 安全保障貿易管理は、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹を開発等※²している国などに渡らないよう、これらへの直接輸出や迂回輸出を国際的に協調して防止するための取組。



※1 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。※2「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう。

軍事分野における民生技術の活用

- 民生技術が技術革新を主導するようになり、機微性の高い民生技術（機微技術）が影響を及ぼす軍事分野の範囲が拡大。
- 現有装備品の性能向上や新たな装備品の開発において、機微技術が頻繁に活用されるようになっている。

- **炭素繊維**：炭素を主要素とする、軽量で強度の高い繊維素材
民生用途 → ゴルフ用シャフト、釣り竿、テニスラケット
防衛関連用途 → 戦闘機の主翼素材



- **パワー半導体**：窒化ガリウム、ガリウムヒ素半導体など。高耐圧、高耐熱等を特徴とし、レーダーの増幅器等に利用
民生用途 → 通信機器、衛星通信機器
防衛関連用途 → 戦闘機レーダー等



- **工作機械**：金属等に切削加工等を施す機械
民生用途 → あらゆる機械・部品等の製造（自動車等）
懸念用途 → ウラン濃縮用遠心分離器の製造



調達活動の多様化・巧妙化

- 軍事分野におけるデュアルユース※1の重要性が高まる中で、流通形態の複雑化は、様々な手段を使って実際のエンドユーザーの姿を隠しながら、懸念のある主体が機微技術※2や軍事転用可能な貨物を巧妙に獲得することを可能としているおそれがある。

輸出取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ 第三国経由
- ・ 使用者・用途等の偽装

技術取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ メール、クラウド
- ・ 展示会、講演

企業買収

- ・ 外国政府の影響
- ・ 国公営ファンドによる支援

学術交流・研究交流

- ・ 教員、研究者、留学生
- ・ 共同研究
- ・ ピアレビュー

人材採用・求職活動

- ・ ヘッドハント
- ・ 重要企業への就職

技術窃取

- ・ サイバー攻撃
- ・ 産業スパイ

※1 「デュアルユース」とは、軍民両用であることをいう。

※2 「機微技術」とは軍事に用いられる可能性の高い、外為令等に規定される技術をいう。

大学等が関係する海外での高度技術流出の懸念事例(1)

- 一部の新興国等は、様々なルートを通じ、高度な技術を獲得する動きを強めている。
- こうした高度技術の流出(Intangible Technology Transfer : ITT)は、関係国間でも大きな問題となっている。

米国の事例 1

- イリノイ州のエンジニアリング会社Trexim Corporationの社長であるBilal Ahmedは、**炭素繊維等を無許可でパキスタン宇宙高層大気研究委員会に輸出**。
- パキスタン宇宙高層大気研究委員会は、米国において**凍結対象エンティティに指定**されていた（外国ユーザーリスト掲載）。なお、**パキスタン国内の大学と一部の施設を共同利用**しており、**歴代の同委員会議長も大学や軍出身者**が占める。
- Ahmedは、この罪で**懲役2年**の判決を受けた。

米国の事例 2

- フロリダ在住の中国人女性、Amin Yuは、外国ユーザーリストに掲載されている中国の**ハルビン工業大学に勤務する教授等の指示**により、平成14年から平成26年にかけて、**海洋潜水艇用のシステム及び構成部材を中国に輸出**。
- 輸出の目的のひとつとして、ハルビン工業大学の教授が、海洋潜水艇—無人水中艇、遠隔操作式艇、自律水中艇の開発に使用するためであったことが判明。
- 以上の理由により、Amin Yuは、**米国に対する詐欺行為及び米国に対する犯罪を企て、違法な輸出情報活動を行ったとして起訴**された。また、Amin Yuは、**起訴の内容を認めている**。

大学等が関係する海外での高度技術流出の懸念事例(2)

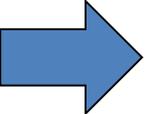
米国の事例3

- Atmospheric Glow Technologies (AGT) 社は米空軍研究所 (USAF) と、**無人航空機用プラスマアクチュエータの研究契約**を結んでいた。
- **テネシー大学J. Reece Roth教授**の元教え子 (Daniel Max Sherman) がAGT社にいたこともあり、上記研究について同教授とAGT社は共同研究の契約を結んだ。
- Roth教授とSherman氏は、大学院生助手に研究を手伝わせることで一致。**同教授の下で研究活動を行っていた中国人・イラン人学生などに米国政府の許可を得ないまま、この研究に関する報告書へのアクセスを認めた。**また、Roth教授は、講演のためUSAFとの研究に関する技術情報の入ったパソコンを輸出許可を得ずに中国に持ち出した。
- これにより、Roth教授とSherman氏は**武器輸出管理法違反**の罪に問われ、それぞれ懲役4年、懲役14か月(1年強)の判決を受けた。

米国の事例4

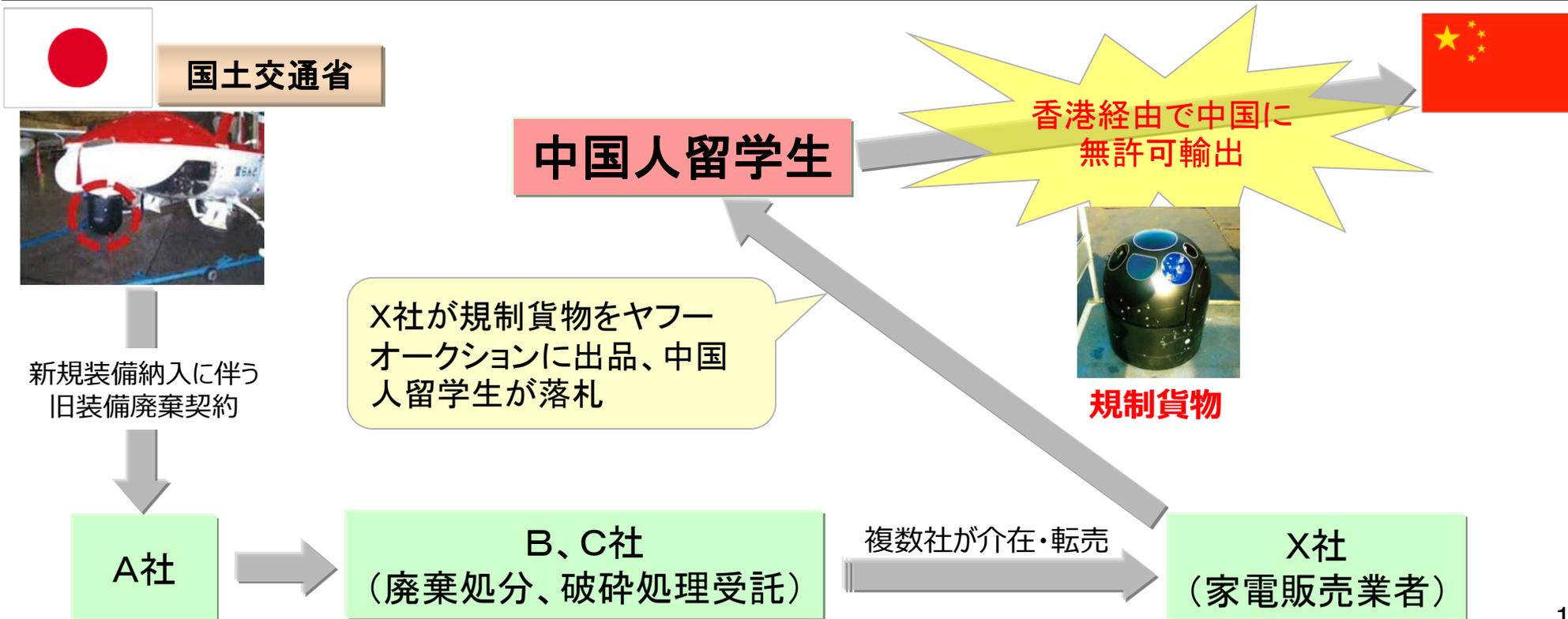
- 米国検察当局は、2018年6月、対潜水艦戦闘に使用可能な**ハイドロフォン**(水中聴音機)を入手するために共謀したとして、中国の**西北工業大学を米国輸出法違反で起訴。**
- 同大と共謀し、マサチューセッツ州在住の中国人Shuren Qin氏及び同氏が率いるLinkOcean Technologies(青島領海海洋仪器有限公司)が、**2015年~16年にハイドロフォン78個を商務省の許可を得ずに同大に輸出した疑い。**
- 西北工業大学は、中国人民解放軍とも関わりの深い国防七校(大学)の一つ。

(出典) 各種報道等

- 
- **大学等の活動における技術移転は輸出管理の対象**
 - **外国人留学生、研究生への技術移転、教職員による外国出張の際の技術移転の管理の必要性**
 - **法律に違反した場合、研究者生命が絶たれ、大学もイメージ失墜や管理者責任を問われるおそれも**

日本の事例(中国人留学生に対する外為法に基づく行政処分)

- 中国人留学生は、平成28年から平成29年にかけて、外為法の規制品目（輸出貿易管理令別表第1の10の項）に該当する航空機搭載用赤外線カメラ等を、経済産業大臣の許可を受けことなく、香港を経由し中華人民共和国へ輸出。※当該留学生は都内大学の技術系学部在籍。
- 平成30年2月、当該留学生による外為法違反事件に関し、略式命令による有罪（罰金100万円）が確定。同年4月、経済産業省は、外為法第53条第1項に基づき、当該留学生に対し、輸出禁止3か月の行政処分を行った。



大学や研究機関にとっての輸出管理とは

輸出管理(安全保障貿易管理)とは、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等を開発等している国などに渡らないよう、これらの貨物や技術を管理すること。



● 大学・研究機関にとっての「輸出管理」とは、

平和利用のための自由な研究環境を確保するための基盤として、研究成果や研究資機材が大量破壊兵器等の懸念活動に利用されないように「貨物の輸出」や「技術の提供」を管理すること。

※大学・研究機関にとっては、技術提供の機会が多いため、「技術は一度提供されれば取り返しがつかない」との自覚を持ち、その管理には十分注意を払う必要がある。



どのようなケースが「貨物の輸出」や「技術の提供」に当たるのか。事例を先ずは理解することが重要

「技術の提供」の具体的な手段

技術データ: 紙などの文書や図面、磁気媒体等に格納、通信回線(電話、FAX、コンピュータ回線など)、船積み・航空便、ハンドキャリー etc.

技術支援: 技術者の派遣・受入、研修・指導、共同開発、研究活動

大学や研究機関にとっての輸出管理とは

● 「貨物の輸出」にあたる例

- 研究室で使っている外国製の機械が壊れてしまったので、修理のために輸出した
- 海外での学会発表のため、手荷物でサンプル品を携行した
- 共同研究の成果物を提携先の海外研究機関に送った
- 「友人から頼まれたから渡しておいて」と言われ、海外出張の際に荷物を託された

● 「技術の提供」にあたる例

- 授業、研究指導等で研究生・留学生に教授行為を行った
- 共同研究相手から設計図の送付を頼まれたのでFAXで送信した
- 共同論文執筆のため、自分の実験データファイルを添付したメールを送信した
- 海外出張の際に技術データを格納したパソコンとUSBメモリーを携行した

● 「貨物の輸出」及び「技術の提供」の両方にあたる例

- 海外の研究機関と共同研究を実施している場合
 - ・ 現地で実験が必要だったので、試験機材を持ち込み、試験・分析を実施。
現地でのデータ分析のため、予め日本で行った試験データを試験機材とともに、携行した。持ち込んだデータは海外の研究機関と共有している。

どのような機会に輸出管理が必要となるのか

- 様々な場面で輸出等が発生、懸念用途への転用リスクには十分注意
- 貨物の輸出、技術の提供時、外為法上の許可が必要なケースがある

技術提供等の機会	具体例	主な注意点
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○再提供の可能性 ○帰国時の持ち出し ○外国ユーザーリスト
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○商品開発の狙い ○外国ユーザーリスト
研究試料等の持ち出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none"> ○サンプル品の持ち出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○外為法上の「貨物」 ○外為法上の「技術」
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術 ○再提供の可能性
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> ○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術

どのような貨物や技術が規制されるのか

軍事転用可能な高度な貨物や技術とは？

⇒ 国際輸出管理レジームで、軍事転用可能な高度な貨物や技術をリスト化しています。

⇒ 日本では、国際輸出管理レジームで合意されたリストに基づき、外国為替及び外国貿易法(外為法)及び関係法令で、規制対象の貨物や技術を定めています。

国際輸出管理レジームの概要

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48か国	42か国 + EU	35か国	42か国
4. 参加国	<p><ホワイト国> アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、米国</p>			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、中国 南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ウクライナ メキシコ インド	アイスランド、トルコ、 ロシア、ウクライナ ブラジル インド 南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、 ロシア、ウクライナ メキシコ インド 南アフリカ

ホワイト国：輸出管理を厳格に実施していると認められることから、円滑な輸出許可手続が可能な輸出相手国（27か国）。



2. 我が国の安全保障貿易管理制度

規制の概要

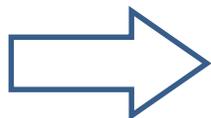
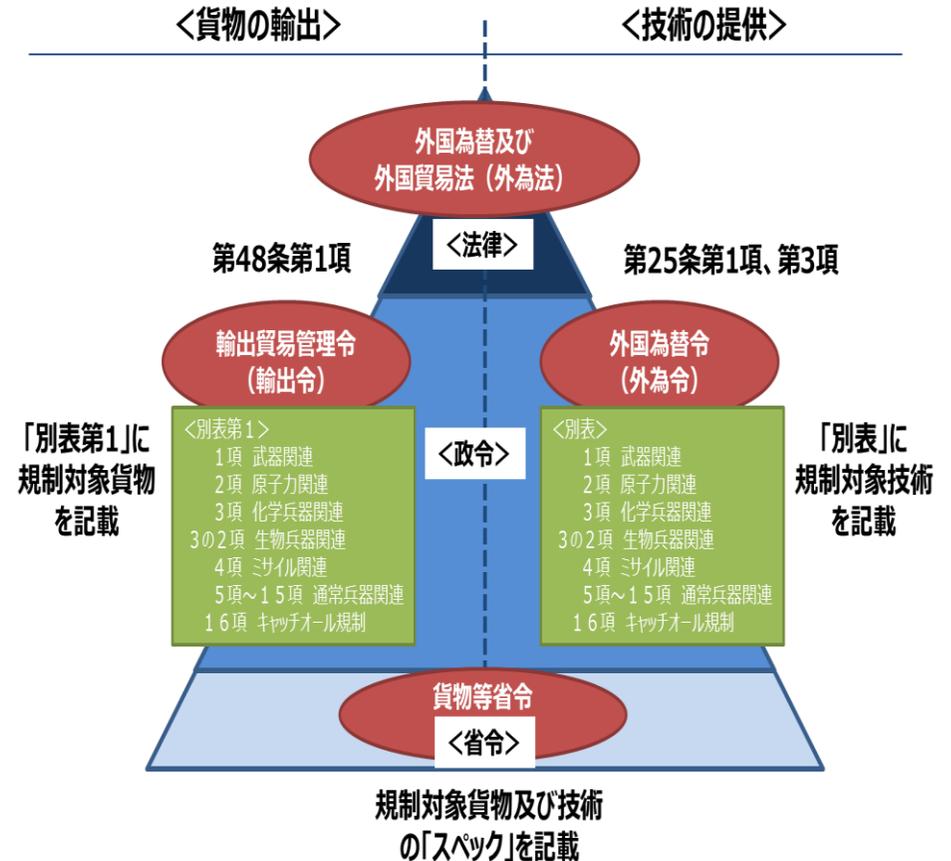
- 外為法に基づく輸出規制は、(1)リスト規制と(2)キャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要です。

リスト規制

- ① 兵器そのもの
- ② 兵器もしくはその一部になりそうな高い性能を持つ汎用品・技術
- ③ 兵器の開発などにも利用できる高い性能を持つ汎用品・技術

キャッチオール規制

- 大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制
- リスト規制品に該当するもの以外(木材、食料品を除く)の技術の提供や貨物の輸出であって、その用途や需要者に兵器の開発に関する懸念がある場合



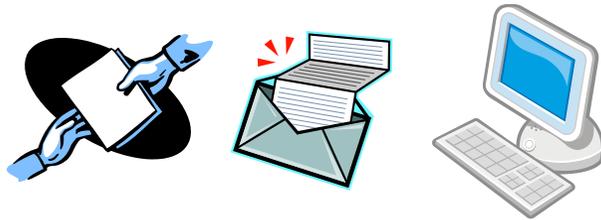
いずれかの規制に該当する場合には、経済産業大臣の事前の許可が必要

外為法に基づく輸出等の許可手続き

規制に該当する貨物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要あり！

1. リスト規制に該当するか否かを確認！ ～該非判定～
2. リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認！
 - ①大量破壊兵器等キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途や需要者に懸念があるか否か
 - ②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途に懸念があるか否か

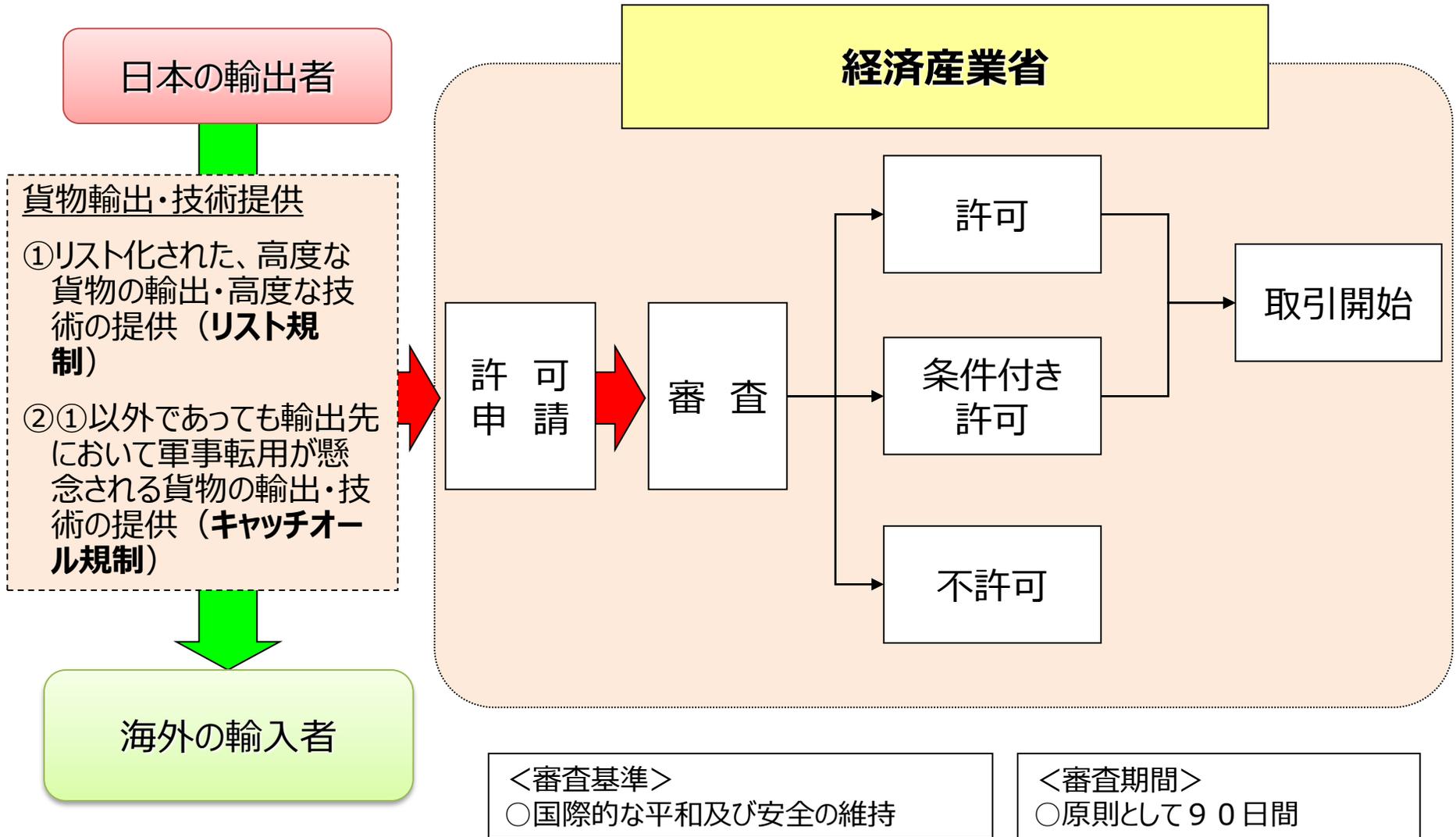
➤ 上記1. 又は2. に該当する場合、必要な書類を用意して窓口(経済産業省(本省)又は経済産業局・通商事務所)に許可申請を行う。



※許可の申請方法は、以下の3つの方法がある。

- ①窓口への書類持参
- ②窓口あてに郵送
- ③電子申請(NACCS 貿易管理サブシステム)

貨物輸出・技術提供許可の審査の流れ



(参考)許可にかかる審査の視点

- 貨物輸出、技術提供にかかる審査は、以下の4つの観点から実施。

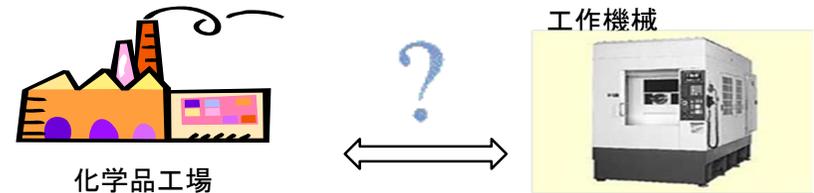
①貨物・技術が需要者に到達することの 確実性

- 契約は需要者までつながっているか。
- 輸送経路は不自然ではないか。



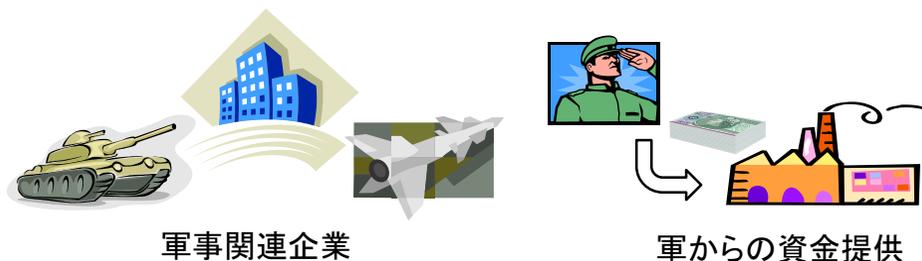
②需要者が貨物・技術を使用することの 確実性

- 需要者の事業内容と貨物の用途は整合しているか。
- 貨物の数量は妥当か。



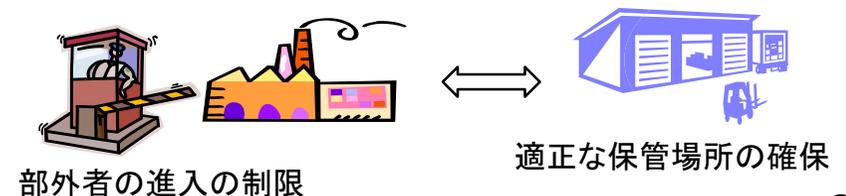
③貨物・技術が懸念用途に使用されないこと の確実性

- 需要者は軍事品を取り扱っていないか。
- 需要者は軍事産業と関連していないか。



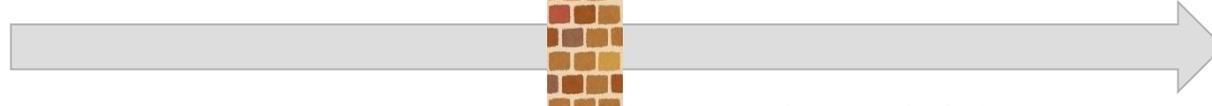
④貨物・技術が適正に管理されること の確実性

- 貨物の使用場所（工場等）は確定しているか。
- 貨物の管理方法は適切か。



安全保障貿易管理における規制の対象行為

<貨物>



国境

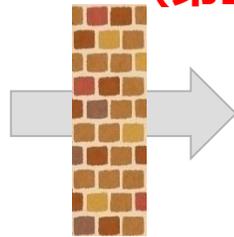
許可対象 (外為法 第48条第1項)

※ハンドキャリーを含む

<技術>



居住者



許可対象
(第25条第1項)



非居住者



許可対象 (第25条第1項、第3項)



何人も



何人も

(居住者及び非居住者)



何人も



許可対象
(第25条第1項)



(1) リスト規制

リスト規制とは

リストに該当する貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、輸出先や提供先がどこであるか、どのような用途で使われるかに関わらず、経済産業大臣の許可が必要

- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令※」に規定された仕様(スペック)に該当する場合は必ず輸出等の許可が必要
- 相手先が先進国向けであっても、許可が必要
- 海外のサテライトキャンパス向けの輸出やサテライトオフィスに勤める(元)同僚への技術提供や海外にある日本法人向けであっても許可が必要
- リスト規制に該当するか確認するため、輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

※貨物等省令：リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

(参考)リスト規制一覧①

2018年1月22日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料・軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	3の2 生物兵器		(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レトーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	4 ミサイル		5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット・製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式鈞合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(3)	推進装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(4)	しごきスピニング加工機等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(6)	等金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ベローズ弁	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(6)	推進薬・原料	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(8)	粉粒体用混合機等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(10)	複合材料製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(11)	ノズル	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(15)	ポリジオールガソラン・ポリシラザン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	複合材用の炉・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管			(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニン他

*【変更】は2018年1月22日施行。

(参考)リスト規制一覧②

2018年1月22日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	8 電子計算機		(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(1)	電子計算機等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	9 通信		(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	(1)	伝送通信装置等	(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(2)	電子交換装置	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又は その部分品	(9)	〈削除〉	12 海洋関連		15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(7)	回流水槽	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等					(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【変更】は2018年1月22日施行。

規制対象技術の内容(種類)

輸出貿易管理令別表第1に該当貨物に係る技術が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造過程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項に係る技術にあつては、設計、製造以外の段階

ポイント

貨物等省令では「必要な技術」に限定されている場合がある

必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術



非該当貨物の製造に適用される場合でも規制されることがある。



(2) キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制

提供しようとする技術や輸出しようとする貨物がリスト規制に該当しない場合でも、技術や貨物の用途や需用者を確認し、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要です。

- リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)が対象。低スペックでリスト規制に該当しなかった品目も含む。「おそれの強い貨物例」掲載の貨物や関連技術については、特に注意が必要
- 相手先がホワイト国(輸出管理を厳格に実施している27カ国)の場合には、キャッチオール規制の許可は不要
- 相手先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否かを確認(用途確認)
- 相手先等が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否かを確認(需用者確認)。まずは、「外国ユーザーリスト」掲載機関でないか確認
- 用途確認、需用者確認の結果、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかでない場合及び経済産業省から許可が必要な旨通知された場合は、経済産業大臣の許可が必要

(参考1) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	核兵器
10. 周波数変換器	
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25. プリプレグ製造装置	核兵器、ミサイル
26. 人造黒鉛	
27. ジャイロスコープ	
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	生物兵器
31. 密閉式の発酵槽	
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	ミサイル、化学兵器
34. 耐食性の反応器	
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、生物・化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	

※34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

➤ 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

➤ 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

**(参考2) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
～シリア向けの場合～ 2013年10月15日施行**

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要あり！

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	生物兵器
7. バッチ式遠心分離機	
8. 発酵槽	化学兵器
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11. を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	

(注)3. から5. までの()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(参考3) 外国ユーザーリスト 2018年5月2日改正

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載
企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	8
イスラエル	2
イラン	224
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	65
パキスタン	53
香港	3
レバノン	3
合計	529

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N

}

528	レバノン Republic of Lebanon	Shadi for Cars Trading		生物、化学、 ミサイル B,C,M
529	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	• Techno Lab	生物、化学、 ミサイル B,C,M

通常兵器キャッチオール規制

提供しようとする技術や輸出しようとする貨物がリスト規制に該当しない場合でも、技術や貨物の用途を確認し、通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要です。

- リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)が対象。低スペックでリスト規制に該当しなかった品目も含む
- 対象となる提供先・輸出先は、国連武器禁輸国・地域^{注1}
- 相手先等において、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるか否かを確認(用途確認)
- 用途確認の結果、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合及び経済産業省から許可が必要な旨通知された場合^{注2}は、経済産業大臣の許可が必要

注1) 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

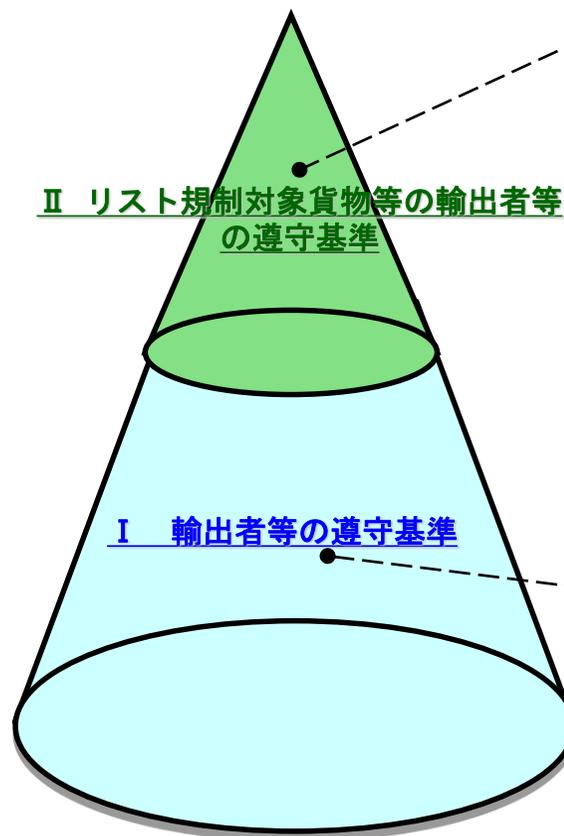
注2) 経産大臣の通知は、ホワイト国、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国(イラン、シリア、中国、ロシア等)が対象



(3) 輸出者等遵守基準

輸出者等遵守基準

- 外為法第55条の10第4項では、輸出者等は、遵守基準に従って、適切な貨物の輸出や技術の提供を行うことが義務づけられています。
- 経済産業大臣は、遵守基準に従い、指導や助言、違反があった際には、勧告・命令を行うことができ、命令に違反した場合には、罰則の対象となります。
- 大学や研究機関を含む全ての輸出者等が遵守する基準と更にリスト規制技術・貨物を扱う輸出者等が遵守する基準があります。



II リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- イ 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
 - ロ 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定める。
 - ハ 該非確認に係る手続を定める。
 - ニ リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行う。
 - ホ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行う。
 - ヘ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める。
 - ト 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努める。
 - チ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努める。
 - リ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずる。
- ※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、リのみ適用。

I 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- イ 輸出等を行う貨物等がリスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定める。
- ロ 輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行う。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)



3. 大学・研究機関における機微技術管理

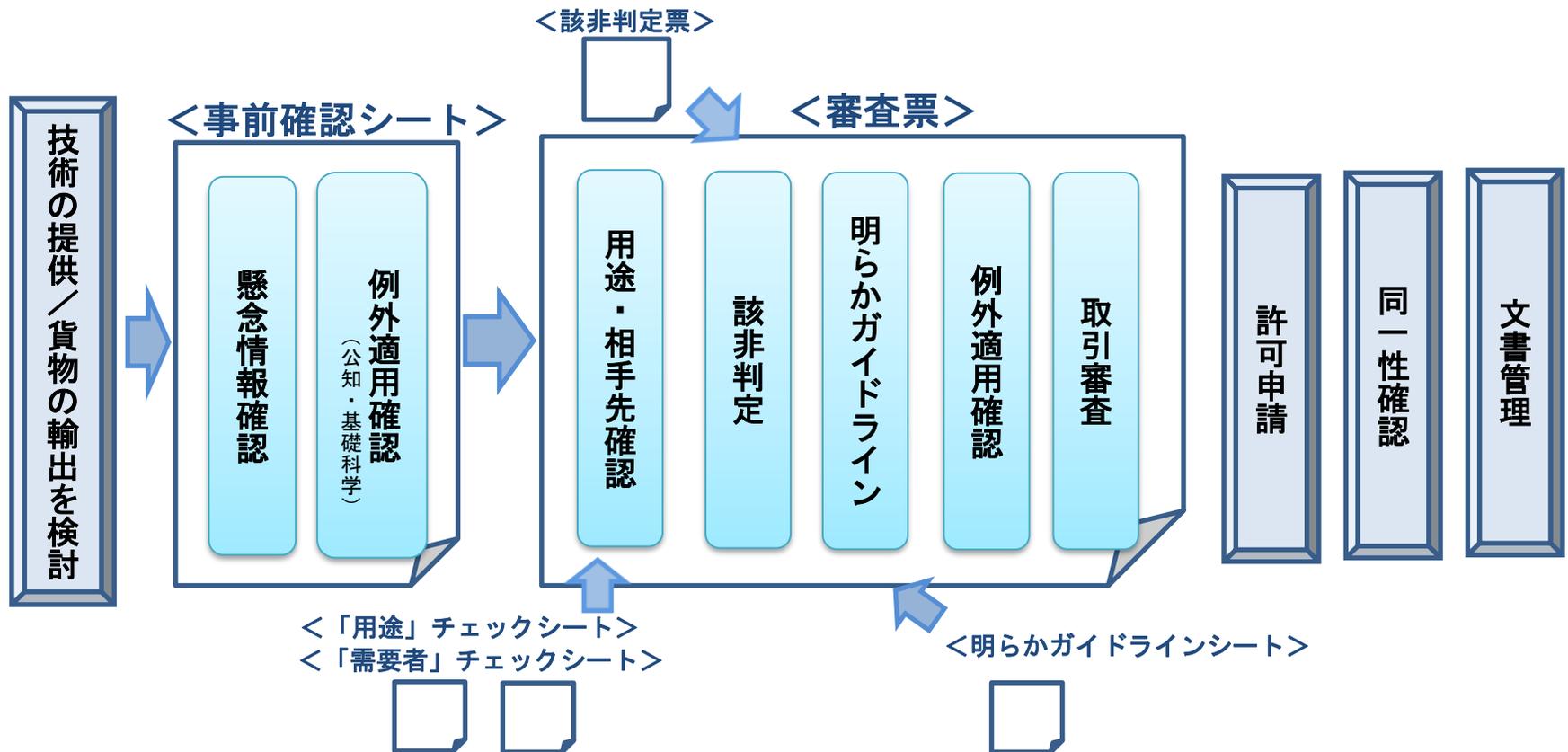
- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第三版」(平成29年10月2日公表)から関係部分を抜粋しています。



(1) 技術の提供・貨物の輸出の確認手続

案件毎の手続き

- 技術の提供や貨物の輸出をしようとする場合には、用途・相手先確認や該非判定等の法令に基づく手続を実施し、外為法に基づく許可の要否を必ず確認しなければなりません。
- 各大学や研究機関において、外為法のリスト規制対象となる技術と貨物はどのようなものがあるのか、そのような技術と貨物はどの研究室や部署等で扱われているのかを、あらかじめ把握しておいて、当該研究室や部署等における技術の提供や貨物の輸出を、特に適切に管理することが推奨されます。



※上記は、一つの参考例を示したものであり、手続き等の手順は各大学・研究機関に委ねられるものである。

規程・帳票類の例示

● 以下の規程、帳票類についてガイダンスに例示しています。

- ①大学／研究機関 安全保障輸出管理規程、②技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート、③外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れの事前確認シート、④審査票(技術の提供・貨物の輸出用)、⑤審査票(外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れ用)、⑥「用途」チェックシート、⑦「需要者」チェックシート、⑧明らかガイドラインシート、⑨該非判定票、⑩外国為替令の関連項目等と技術の仕様(性能)の対比表、⑪誓約書

＜技術の提供・貨物の輸出の事前確認シートの例＞

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

申請年月日: 年 月 日
 申請者: 氏名 所属・職名
 連絡先: Tel E-mail

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際は、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。
 ※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の〇日前までに【各大学の事務局に沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

1. 取引区分・類型

取引区分	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 研究成果提供 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 (秘密保持契約 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 会議等の出席・参加・主催 <input type="checkbox"/> 外国出張 <input type="checkbox"/> その他 ()
取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック (<input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共用データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 記録媒体の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック (<input type="checkbox"/> 送料・サンプルの送付 <input type="checkbox"/> 装置等の送付 (<input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品) <input type="checkbox"/> その他 ())

2. 相手先の情報

契約先	名称(英字):	
	所在地:	
需要者・利用者	名称(英字):	
	所在地:	
仕向地(国名)		
取引経路		
契約予定	年 月 日	取引予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

＜審査票(外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れ用)の例＞

審査票(外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れ用)

作成年月日: 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当部門	作成者

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名(英字)	
	出身国(国名)	<input type="checkbox"/> ホワイト国 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
教育・提供予定技術の該非判定(1~15項)	出身組織	※HPアドレスを記載 () 及び/又は資料を添付すること。
	外為令別表 項 号 (貨物等令令: 条 項 号) ※該当するおそれのある業種が明記されている場合は、その外に特記。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特記「他項」以外の欄にチェックする場合は、受入予定者の研究種、提供予定技術等に基づいて、なるべく詳しく、裏資料を添付すること。	
受入予定者の卒業後の予定/希望勤務先(知ってほしいは記入)	名称(英字)	※HPアドレスを記載 () 及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途(留学生等の場合、卒業後の予定/希望勤務先での用途)(知ってほしいは記入)	内容 ()	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 関連技術 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他
	資料: <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、非ホワイト国(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③②が「はい」の場合、明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

用途確認・相手先確認

- 許可申請は、①リスト規制に該当する場合及び②大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等のために用いられるおそれについて、用途・相手先の確認で「おそれあり」と確認された場合や、③経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合（②③はキャッチオール規制）に行い、経済産業大臣の許可を取得する必要があります。
- 用途・需要者の確認には、「用途」チェックシート、「需要者」チェックシート、「明らかガイドラインシート」等を活用することが推奨されます。

<審査票>



審査票に添付

<「用途」チェックシート>

<「需要者」チェックシート>

<明らかガイドラインシート>



【確認事項】

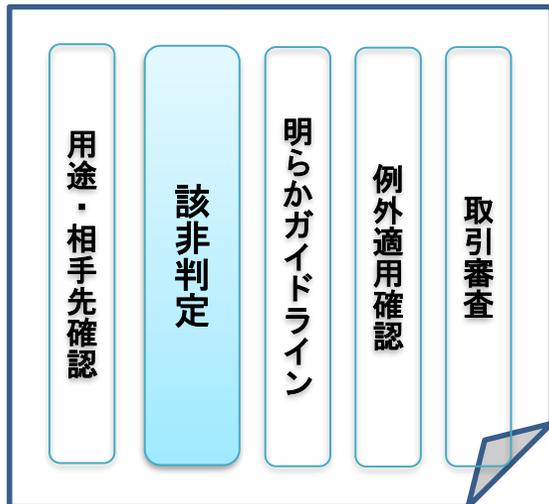
- 用途が兵器開発等に用いる又は用いられるおそれはないか
- 需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか、現在・過去に大量破壊兵器開発等を行った情報があるか
- 技術・貨物等の用途や量等が通常要求されるものであるか

等

該非判定

- 提供する技術や輸出する貨物がリスト規制に該当するか、技術・貨物の具体的なスペックと最新の政省令の規定を比較して確認します。
- 提供技術や輸出貨物の具体的内容を確定し、教職員や技術に詳しい者が行います。ダブルチェックを行うことが有用です。
- 複数の項番に該当する場合や部分品や付属品にも注意が必要です。

<審査票>



審査票に添付

<該非判定票>

<貨物・技術の合体マトリクス表>

URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

① 「検索」を利用

② 「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

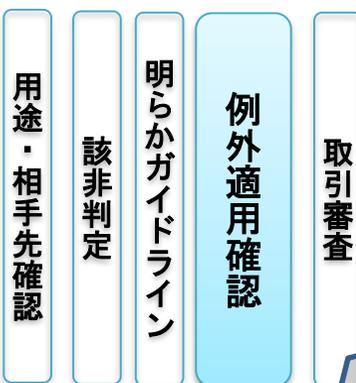
③ 「列」を選択してください。
※“行”の場合、検索が一部できない場合がありますので、ご注意ください。

④ 「次を検索」を押して検索してください。

例外適用確認

- 技術の提供の場合、例外規定が適用できる場合には、許可を取得する必要はありません。
- 技術の提供に関する主な特例に、①公知の技術を提供する取引や②基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引があります。
- 例外適用出来ない場合について正しく理解する必要があります。

<審査票>



公知の技術

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの
- － 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - － 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - － 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - － ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - － 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

基礎科学分野の研究活動

「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」をいいます。

- 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であって必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引
- プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、インストールや修理等のための必要最小限のもの取引
- コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引
- あらかじめ利用者を特定した上で外為法第25条第1項の許可を取得した者から技術の提供を受けた者が行う、利用者に対する対外取引
- 以上のような取引(具体的には、貿易外省令第9条第2項各号)に伴って行われる技術の持ち出し

等

(参考1) 安全保障貿易管理手続きフロー<貨物の輸出>

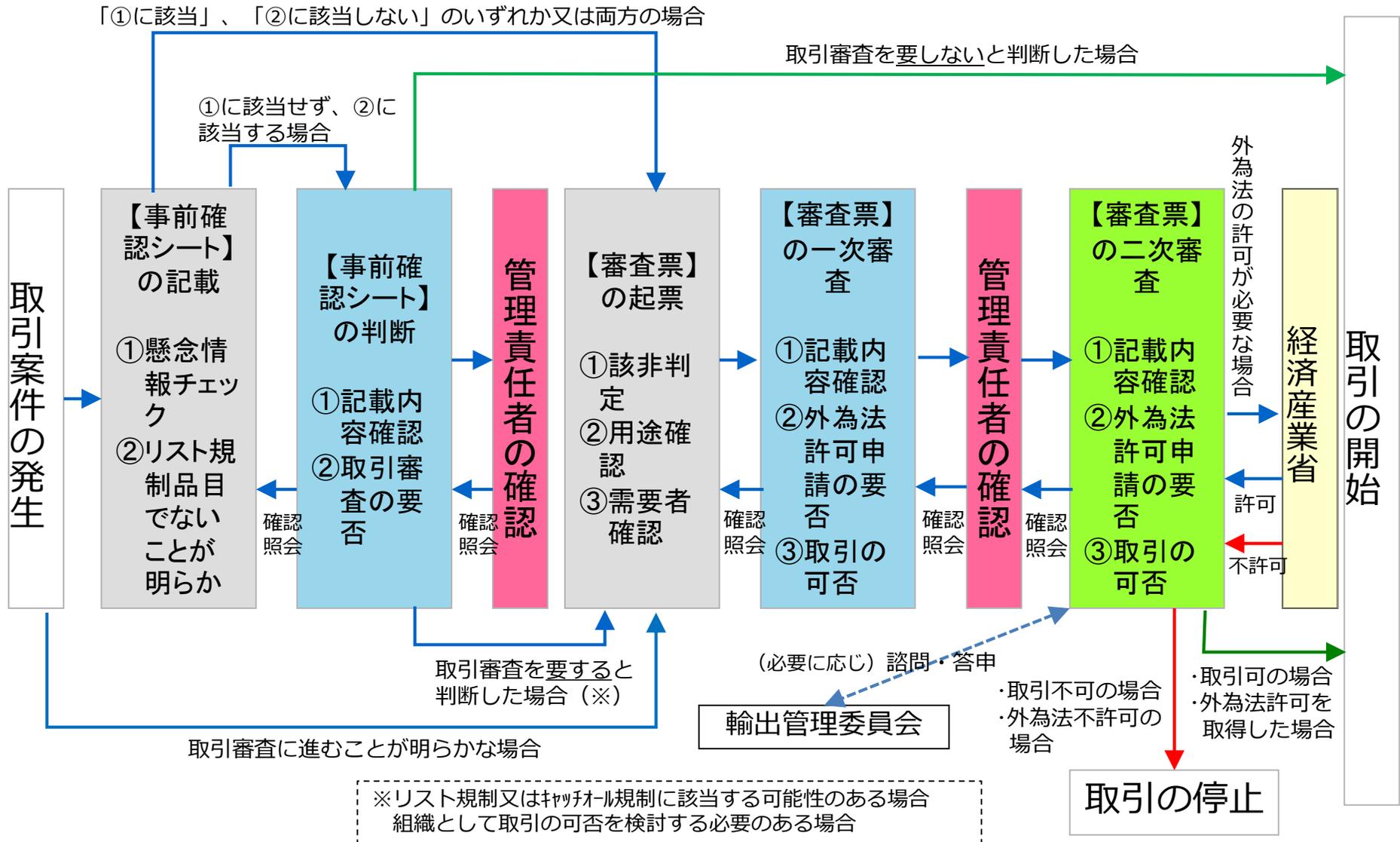
教職員

部局責任者

管理責任者

統括責任者

《貨物の輸出》



(参考2) 安全保障貿易管理手続きフロー<技術の提供>

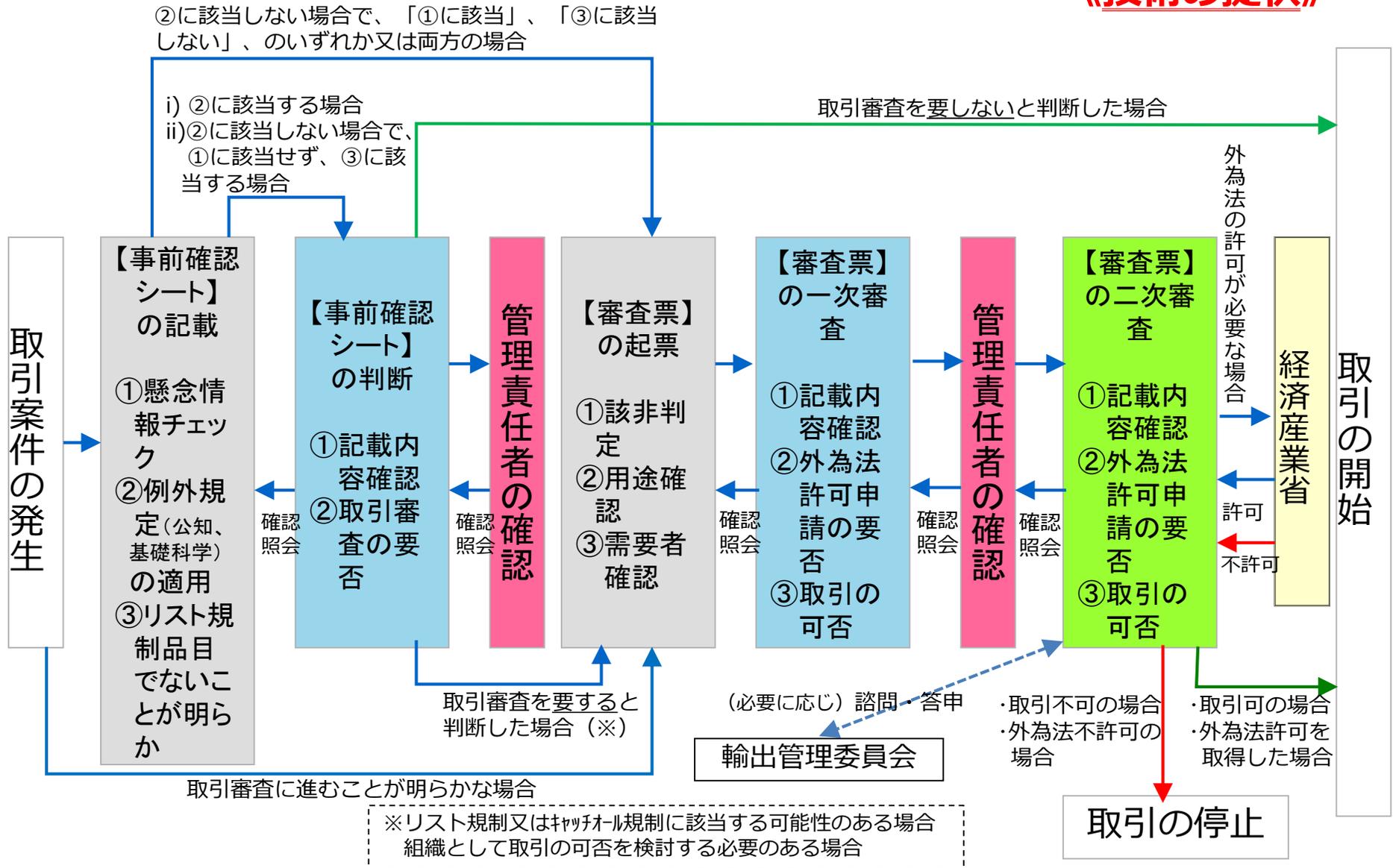
教職員

部局責任者

管理責任者

統括責任者

《技術の提供》





(2) 個々のケースの確認手続

入口・中間・出口の各段階における管理

- 来日後6か月未満の留学生等に規制技術を提供する際、及び6か月以上であっても、外国で提供することがあらかじめ判っている場合、技術資料の外国への持ち出しや技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。
- 留学生等の受入れや採用時(入口)、在学・在職中(中間)、卒業・退職時(出口)において適切に管理することが求められます。

入口管理

- 入学／採用時の審査
- (留学生の)大学卒業後の大学院／研究機関進学／採用時の審査

中間管理

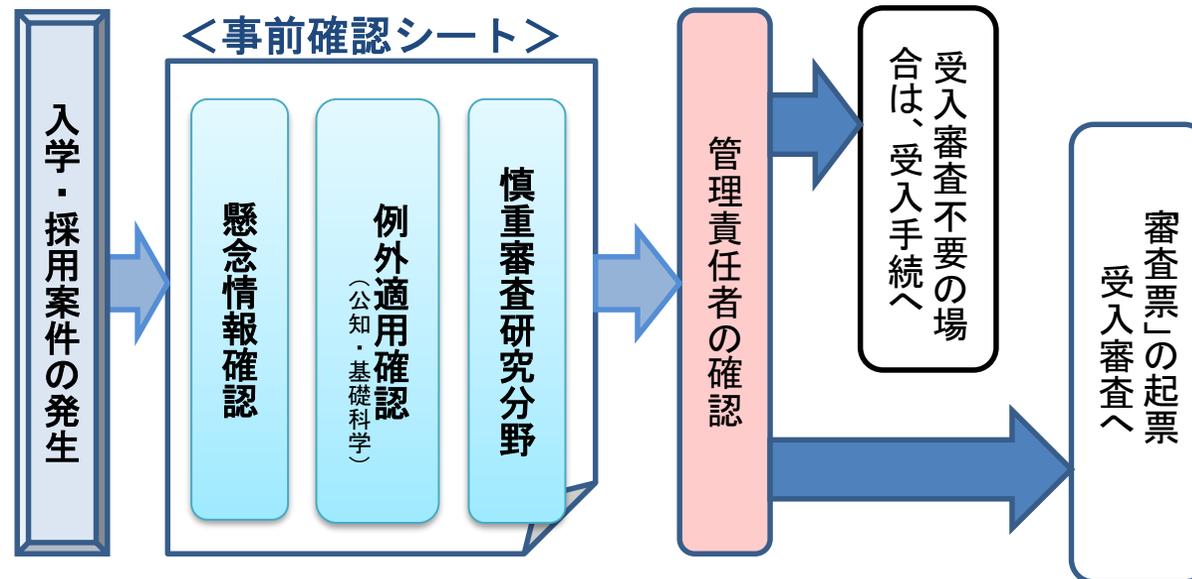
- 機微技術提供時の提供管理
- 一次帰国時の技術持ち出し管理
- 研究内容の高度化・変更等の状況変化の際の提供技術管理

出口管理

- 卒業／帰国時の技術持ち出し管理

受入の事前確認

- 日々の技術提供について、個別に許可申請を行うことは現実的ではないことから、特に、入口段階で、「外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れの事前確認シート」等により、研究内容、研究の目的、出身国、出身組織等を確認し、安全保障上の懸念の有無を確認することが推奨されます。これらの手続を行ったかについては入国管理当局等から説明を求められる場合があります。
- 懸念の有無については、出身組織が外国ユーザーリスト等に掲載されていないか、ホームページ等に懸念情報はないかを確認します。併せて(一財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)の提供する「大学向けCHASER情報」を確認することも有用です。
- 受入予定者が学部や講義のみの課程の場合、人文・社会科学系(非実験系)で受入れることが確認出来た場合には、懸念性の確認を行わないといった簡便な手続きにすることも可能です。

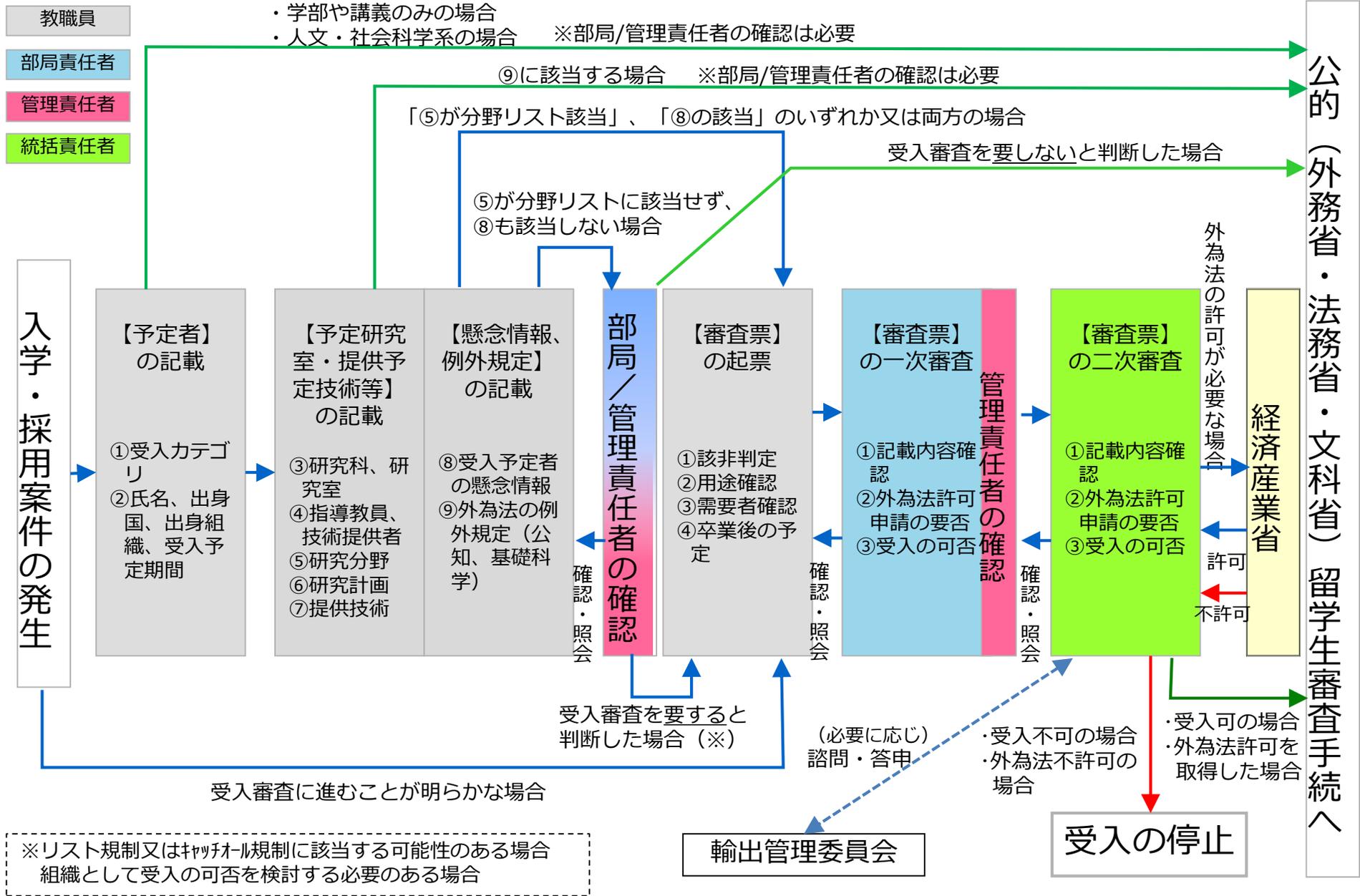


慎重な審査が必要となる研究分野一覧

- 下の表は、大学における濃淡管理の参考として、事前確認シートにおいて慎重な審査が必要となる研究分野の一例となるよう、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を示したものです。
- 慎重な審査を要する分野を特定している機関においては、その分野リストを活用する等、各機関においてそれぞれ最も利用しやすい方法で作成いただくことが可能です。また、提供技術について該非判定を行うことで、研究分野による確認を行わない手続とすることも可能です。

系	分野	分科	細目名	系	分野	分科	細目名	系	分野	分科	細目名	
総合系	情報学	計算基盤	計算機システム	理工系	化学	基礎化学	物理化学	工学	電気電子工 学	電気電子工 学	電力工学・電力変換・ 電気機器	
			ソフトウェア				有機化学				電子・電気材料工学	
			情報ネットワーク				無機化学				電子デバイス・電子機 器	
			高性能計算				複合化学				機能物性化学	通信・ネットワーク工学
			情報セキュリティ								合成化学	計測工学
	環境学	環境解析学	放射線・化学物質影響 科学								高分子化学	制御・システム工学
分析化学			材料工学			材料加工						
複合領域	地理学	地理学	生体関連化学			総合工学				航空宇宙工学		
理工系	総合理工	ナノ・マイク ロ科学	ナノ構造化学							高分子・繊維材料	船舶海洋工学	
			ナノ構造物理				材料化学			核融合学		
			ナノ材料化学							無機工業材料	原子力学	
			ナノ材料工学							有機・ハイブリッド材料	生物学	生物科学
			ナノバイオサイエンス	高分子・繊維材料	構造生物化学							
			ナノマイクロシステム	無機工業材料	機能生物化学							
応用物理学	デバイス関連化学	生物物理学										
数物系	物理学	物理学	素粒子・原子核・宇宙 線・宇宙物理	機械材料・材料力学	生物物理学							
			物性Ⅱ	流体工学	細胞生物学							
			原子・分子・量子エレク トロニクス	機械力学・制御	発生生物学							
				工学	機械工学	機械システム	医歯薬学	基礎医学	環境生理学			
									ウイルス学			
									免疫学			

(参考)留学生等受入フロー



外国出張・一時帰国、共同研究の実施、外国からの研究者の訪問

外国出張・一時帰国

- 教職員や留学生等が外国出張や一時帰国の際に、外国において規制技術の提供を予定している場合には、技術の持ち出しに先立ち許可が必要です。
- 試作品や研究資機材等を外国に持ち出す場合にも規制貨物・技術が含まれる場合には、持ち帰る場合でも許可が必要です。

共同研究の実施

- 外国の機関等と共同研究を行う場合には、①提供技術に規制技術が含まれていないか、②外国ユーザーリストに掲載されていないか、③兵器等の開発等に使われるおそれがないかについて慎重に確認して下さい。
- 意図せず法令違反を犯すことのないよう、規制技術を第三者に無許可で再提供すること禁止することや規制技術については、許可取得後提供する旨等を取決めて下さい。

外国からの研究者の訪問

- 外国から研究者が、国内の大学や研究機関を訪問して、施設の見学や研究室での意見交換をする際に、規制技術について大学側が説明をする場合には、許可が必要となります。
- 不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術情報でなければ、例外規定は適用できません。
- 「外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れの事前確認シート」により確認することが推奨されます。

非公開の講演会、機器の使用

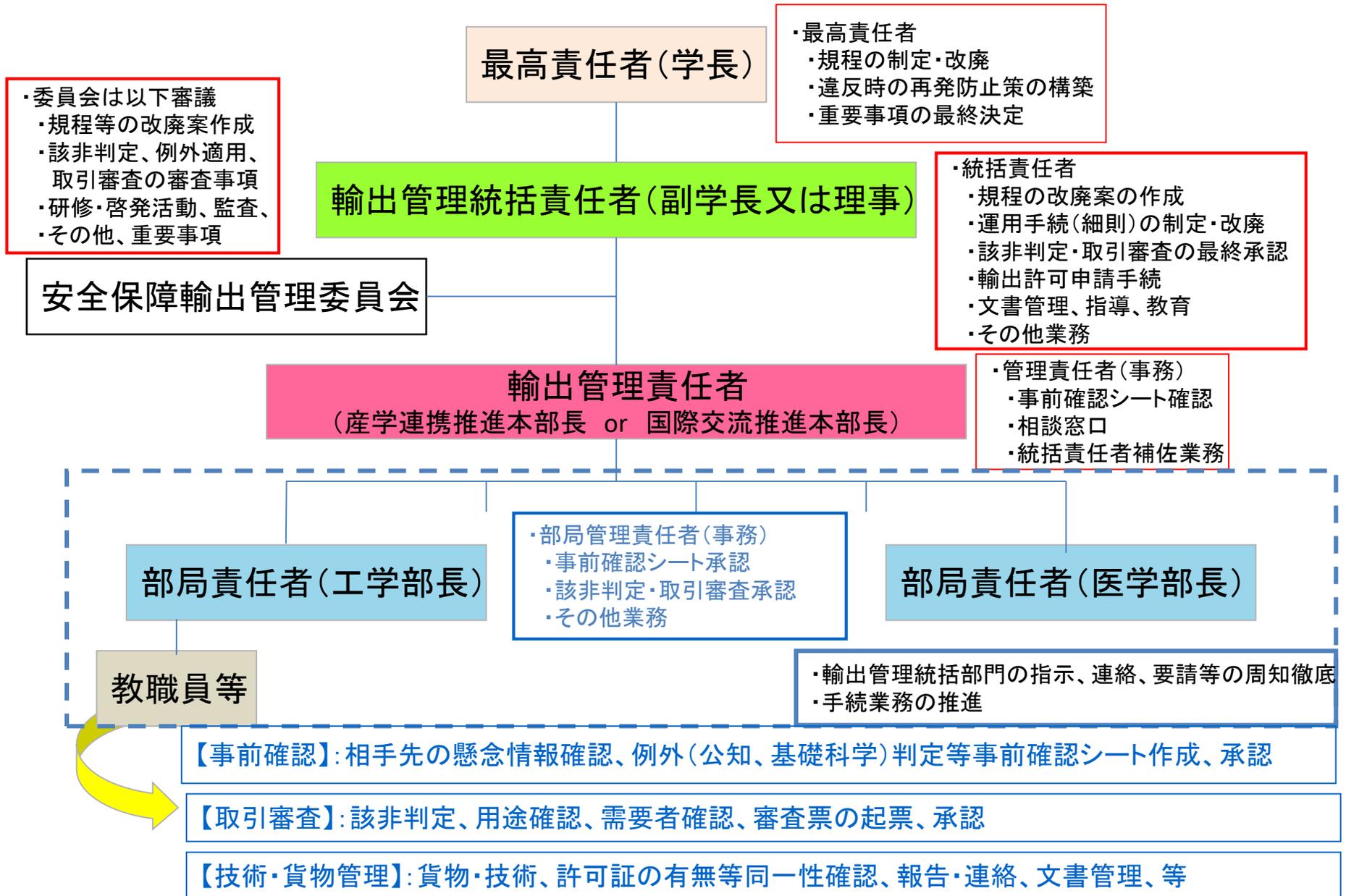
非公開の講演会

- セミナーや講演会、展示会で、①発表される内容がリスト規制、キャッチオール規制、例外規定に該当しないか、②参加者の国籍、来日後の経過期間や所属する機関の国・地域を確認するなど、事前に許可の要否を検討する必要があります。
- 事前確認、取引審査による必要な事項の確認や公知の技術をベースにした説明資料や応答要領の作成といった工夫が有用です。

機器の使用

- 日本国内に設置されたスパコンを外国からリモートアクセスさせる場合、又は、日本国内の非居住者に利用させる場合は、利用させるプログラムや操作マニュアルにリスト規制技術があれば許可申請が必要です。
- 大学の研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、リスト規制技術の提供に該当しないものと考えられます。

(参考)管理体制と役割分担の例





4. 違反に対する罰則等

違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、**許可を取らずに輸出・提供** してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- ・ 懲罰：10年以下
- ・ 罰金：（個人）：3000万円以下
（法人）：10億円以下

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円又は10億円を超える場合は大きい方

29年度改正で
罰則強化！

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止

経済産業省からの
違反企業に対する
警告

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。

大学等による違反事例

原因	原因	内容
輸出許可証確認のミス	研究機関A; 輸出許可証の <u>期限切れ</u>	海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、組織再編に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、輸出許可の <u>期限切れに気付かないまま</u> 技術の提供を継続。
	大学B; 輸出許可 <u>条件の不履行</u>	海外での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の <u>条件付きで許可</u> されていた。しかし、提出 <u>期限を過ぎても報告を怠り</u> 、許可条件違反。
輸出手続き上のミス	研究機関C 及び大学D; <u>出荷確認の不備</u>	研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、 <u>出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一緒に該当品を誤って梱包</u> したため無許可輸出。
法令適用の判断ミス	大学E; <u>少額特例の利用に当たった</u> のミス	海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、 <u>少額特例を適用</u> して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。

違反の原因－外為法に対する**理解不足**

通関業者に
何も言われなかった！

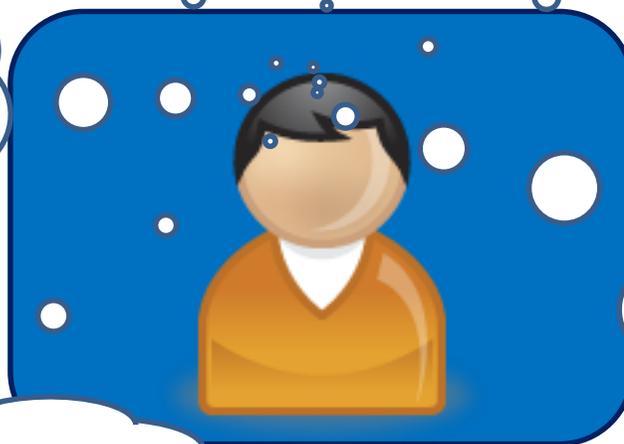
サンプルOK！

メールに図面
添付はOK！

ハンドキャリーOK！

手続きが面倒だ！

自作だから
関係ない！



プログラムの
インストールは
提供行為
でない！

非該当品だ！
※古いリストで判断

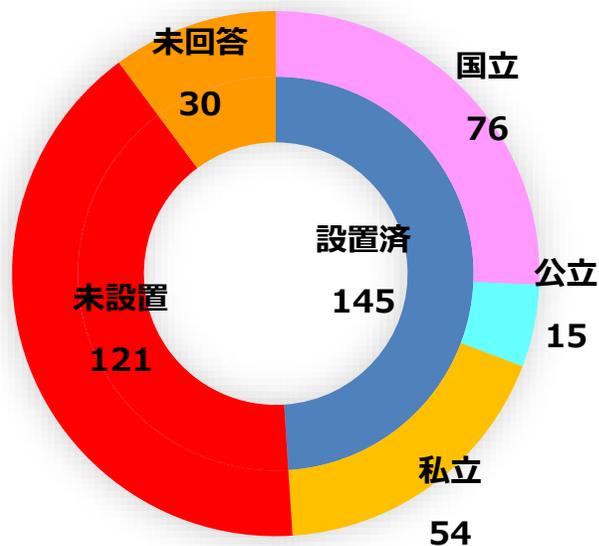


5. 大学へのアンケート結果

大学における安全保障貿易管理の担当部署・内部規程の設置状況

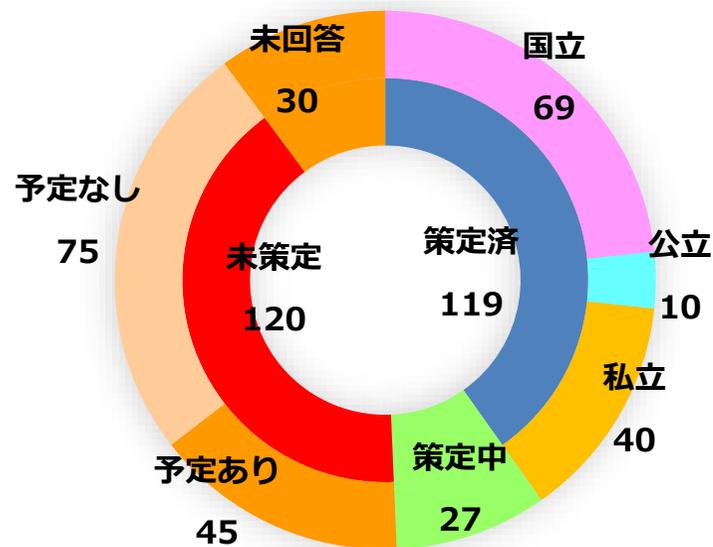
「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を置く公立・私立大学」 (合計296大学) における取組状況

①輸出管理担当部署の設置状況



	設置率	設置数/回答数
全体	49%	55%
国立大	88%	89%
公立・私立大学	33%	38%

②輸出管理内部規程の策定状況

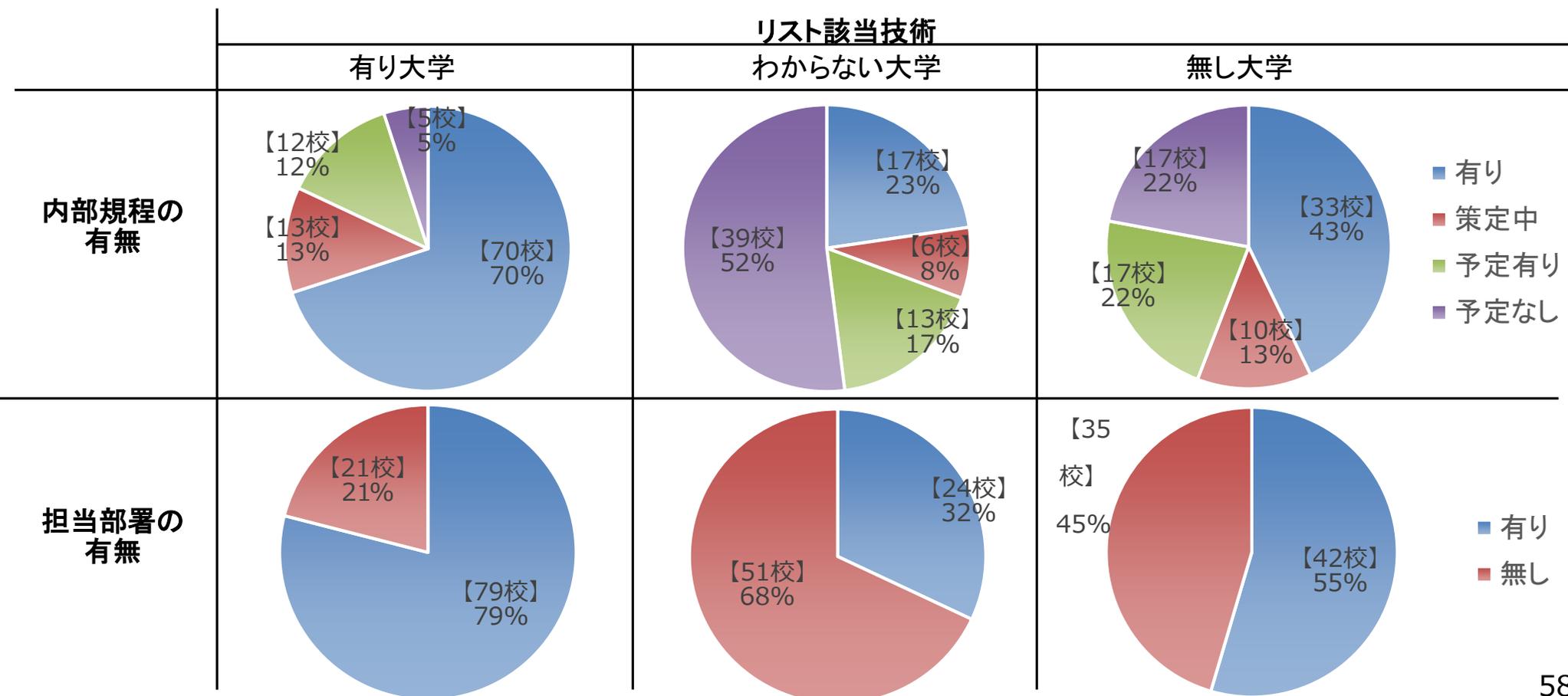


	策定率	策定数/回答数
全体	40%	45%
国立大	80%	81%
公立・私立大学	24%	28%

(出典) 経済産業省アンケート (平成28年、30年)

リスト該当技術の保有と内部規程・担当部署の設置

- リスト該当技術を保有すると回答した大学では79%が担当部署を設置し、70%が内部規程を策定済み。
- リスト該当技術の有無を把握していない大学では、担当部署の設置は32%、内部規程の策定済みは23%にとどまっている。

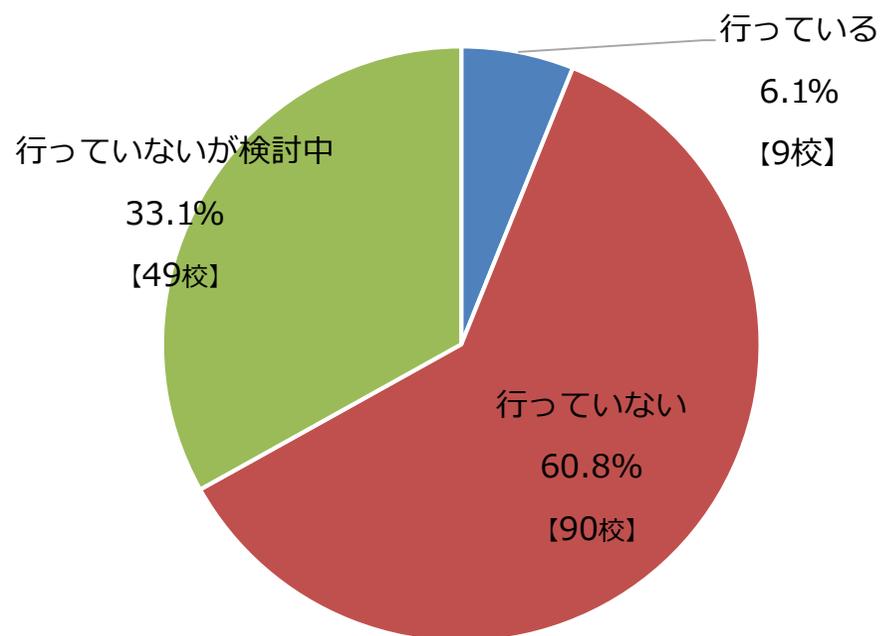
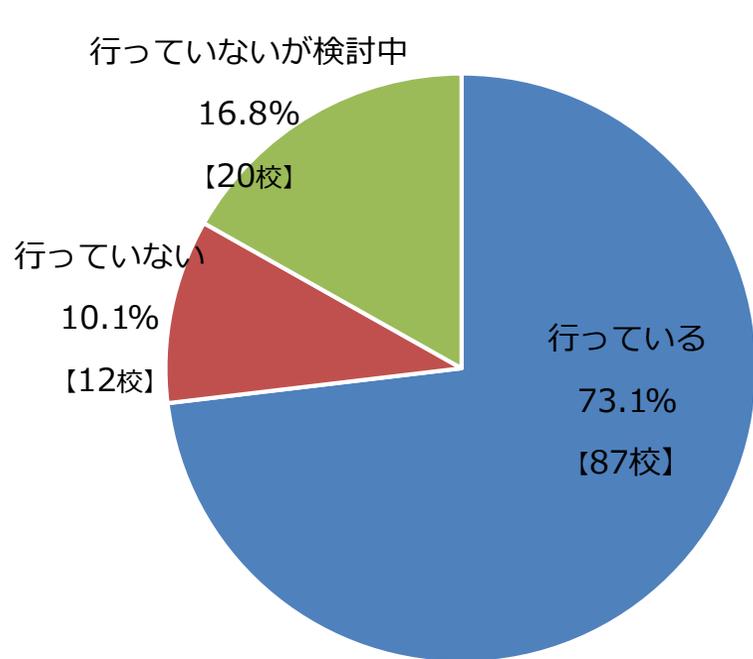


外国人留学生・研究者の受入時(入口)の 安全保障貿易管理上の審査の実施状況

- 輸出管理内部規程を有する大学において、入口での安全保障上の管理を行っているのは、全体の73%。
- 一方、規程のない大学においては、管理を行っているのが6%とほぼ入口管理をできていない。

【入口管理（規程ありの大学の場合）】

【入口管理（規程なし・策定中の大学の場合）】





6. 大学等に対する経済産業省の取組

大学等における取組強化(概要)

全体アプローチ

大学向けガイダンスの公表・送付

- 経済産業省の公式ホームページで公表(平成29年10月)。英語版も公開。
- 文部科学省を通じ、全関係大学*の学長宛に、ガイダンスを送付

※ 国立大学、理工医歯薬系学科を持つ公立・私立大学(全264大学)

URL : http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

E-Learningコンテンツの作成・公表

- 経済産業省の公式ホームページで公表(本年5月)。英語版教材も作成。

URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

地域ネットワークの形成

- 毎年、大学向け説明会を開催(今年度は名古屋、大阪、東京で実施予定)。昨年度から、地域ブロック別、実務担当者向けのガイダンス説明会を開催。
- これを機に、行政－大学、大学－大学の相談・情報交換を可能とする地域ネットワークを形成。

専門家派遣事業

- 大学の安全保障貿易管理の専門家(アドバイザー)を派遣し、ガイダンスの実践をサポート。

※ H29, H30年度予算で大学の安全保障貿易管理の経験のある専門家20名を「アドバイザー」に任命。大学側は無償(国が負担)

個別大学訪問

- 大学内のトップダウンでの取組を促すべく、経済産業省の担当課長らが学長、理事長らを直接訪問等し、説明。

※これまでこのべ約80大学等を訪問等

個別アプローチ

大学・研究機関の教職員向けeラーニング

- 「大学・研究機関の教職員向けeラーニング」を経済産業省安全保障貿易管理HPの大学・研究機関のページ (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>) に公開しました。
- ①「安全保障貿易管理の必要性」、②「安全保障貿易管理の制度概要」、③「個別ケースでの留意事項：前編（日常の研究活動の中で）」、④「個別ケースでの留意事項：後編（外国人留学生・研究者受入れ、共同研究）」、⑤「該非判定時の合体マトリクス表の使い方」の5つのテーマで日本語・英語で動画による学習ができます（英語版は①～④のみ）。また、日本語版はクイズによる学習も用意しています。
- 大学・研究機関において教職員への周知・教育のためのツールとして、積極的にご活用ください。

【学習動画】

The screenshot shows a YouTube video player interface. The video title is 「(1 of 2)大学・研究機関における安保管理～制度概要～」. The video is from the channel 'metichannel' (経済産業省). The video has 10 views. The video content includes a section titled 「リスト規制」 with the following points:

- 武器及び大量破壊兵器等の開発等に転用可能な高度な技術や貨物に該当する場合、輸出する意向に関わらず、経済産業大臣の事前許可が必要となる制度。
- 提供しようとする技術、または輸出しようとする貨物が、法令で規制されているものであるか否かを判断することを「該非判定」という。
- 該非判定のツールとして規制対象となる品目と仕様（スペック）を一覧化した「貨物・技術の合体マトリクス表」は、経済産業省ホームページから最新のものをダウンロードすることができる。

Below this, there are sections for 「該非判定」 and 「貨物・技術の合体マトリクス表」.

【クイズ】

The screenshot shows the 'Export Control' website. The page title is 「大学・研究機関の教職員向けeラーニング」. The page content includes a quiz titled 「クイズ2 ～安全保障貿易管理の制度概要～」.

Q1 外為法に基づく輸出規制には、「リスト規制」と「キャッチオール」の規制に該当する場合には「公知の技術」等の例外を除き、差
の必要がある。

A1 正しい
A2 誤りである

正解 安全保障貿易管理では、貨物の輸出だけでなく、技術の提供も管理の対象となります。

【技術の提供についての説明】
外為法では、大量破壊兵器等及び遠征兵器の開発等に転用可能な規制対象技術の流出を防止する観点から、規制対象技術を、
①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、
②技術の提供者や相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引、
を行おうとする場合には、事前に経済産業大臣の許可が必要となります。また、これら取引に係る規制を補完するため、外国において提供することを目的として、
③規制対象技術をUSB等で持ち出す行為、
④規制対象技術の電子データを外国に送信する行為、
を行おうとする場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。

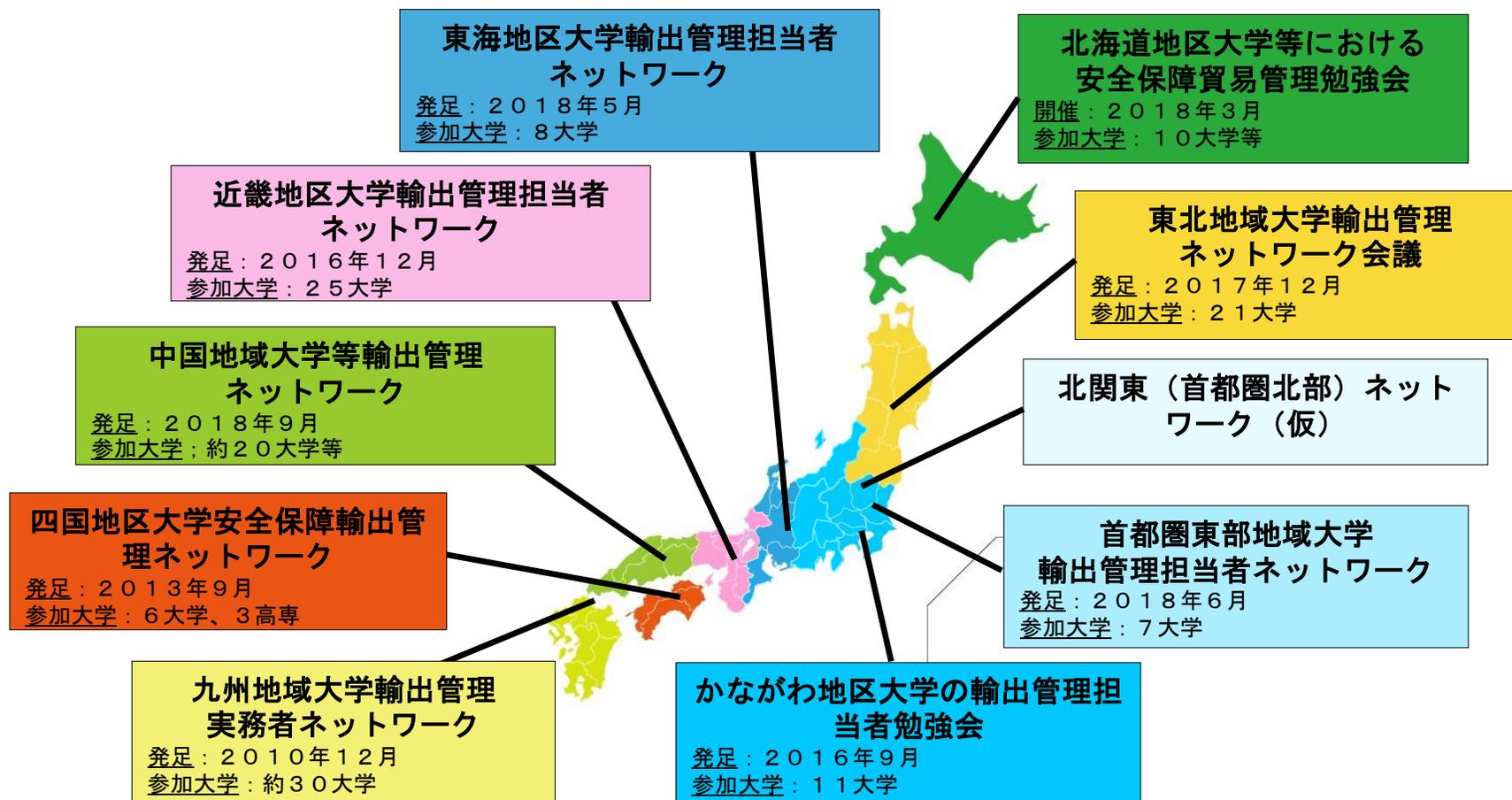
このページを印刷する

安全保障貿易管理の概要
申請手続き
企業等の自主管理の促進
事後審査(外為法違反について)
説明会
関係法令
Q&A
リンク集
ENGLISH PAGE

サイト内検索
検索
拡張検索

地域ネットワークの形成

- 地域の中には、安全保障貿易管理に取り組む大学同士で、既に体制を整備している大学から助言を受けることや、今後体制を整備しようとする大学同士で相談することを目的に、大学間のネットワークが形成されている事例があり、これらのネットワークも活用し、大学向け説明会を実施。



アドバイザー派遣事業

- 輸出管理体制未構築の大学や研究機関(大学等)及び体制を構築したものの、運用が十分でない大学等に対し、大学等の輸出管理について経験や知見を持つ20名のアドバイザーにより、依頼に基づいた派遣相談及び個別相談会開催による個別相談を通じた支援を行っています。

平成30年度安全保障貿易管理自主管理促進事業



大学・研究機関における安全保障貿易管理体制の
運用改善・構築を支援するための

アドバイザー派遣事業のご案内

事業の目的

国際的な学術交流が進展し、共同研究の機会や留学生の受け入れが拡大する中、大学や研究機関が保有する機微技術の流出の懸念が高まっています。このため、安全保障貿易管理への厳格な取り組みが必要となっています。

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の着実な実施及び構築を支援するためのアドバイザー派遣事業を昨年度に引き続き行います。アドバイザーは実際に大学等で管理体制の運用改善や構築に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。支援費用は発生しません。
(経済産業省より(株)三菱総合研究所受託)

① 安全保障貿易管理・運用上の課題解決や管理事案の相談について支援します。

② 内部管理規程の策定など体制構築を支援します。

お申し込み・お問い合わせ窓口

派遣のお申し込み、事業に関するお問い合わせ

(株)三菱総合研究所 安全保障貿易管理自主管理促進事業 事務局
Tel : **03-6705-6146** (受付時間 10:00~16:00)
Email : **univ-trade-control@ml.mri.co.jp**
担当 : 河合、太宰、押手
期間 : 2018年4月2日~2019年3月29日

安全保障貿易管理制度概要等に関するお問い合わせ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班
Tel : **03-3501-2800**
Email : **qqfcbh@meti.go.jp**
URL : **http://www.meti.go.jp/policy/anpo/**
(上記公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する資料、新着情報などを掲載しています。)

平成30年度安全保障貿易管理自主管理促進事業



管理体制の運用改善・構築におけるアドバイザーの役割

管理体制の運用改善・構築の実施項目や検討内容は、それぞれの大学等により様々です。以下は、その一例です。派遣するアドバイザーは、大学等の検討・運用状況に応じた支援・助言を行います。支援・助言は、大学等への実際の訪問の他、電話・メール等でも実施します。

大学等における実施検討項目例	アドバイザーによる支援内容例
■ 個別の取引の管理方法について相談したい。	■ 大学等の体制に即した助言
■ 学内への周知を進めたい。	■ 学内説明会資料の作成支援
■ 幹部・教職員の理解を得たい。	■ 説明会における説明支援
■ 現在の管理体制を改善したい。	■ 体制改善のための対応 (課題聞き取り、助言)
■ 新たに管理体制を構築したい。	■ 管理体制構築の支援 (内部管理規程案の確認等)

アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声

作成していた規程の問題点をご教示いただき、大変有益でした。規程作成については、適切なサポートのもとで、スケジュール感を持って作業ができました。

運用が不十分でしたが、ご指導により実効的な体制構築を進められ、感謝しています。段階的な目標を設定していただき、計画的に進めることができました。



教員向け説明会で「大学における安全保障輸出管理」について講演いただき、教員の意識向上につながりました。



本学における個別ケースを通じてご指導をいただき、制度についての理解が深まりました。ミーティングの際は色々な事例をご紹介いただき非常に参考になりました。

専門家を雇用していない本学にとっては、本制度によって専門家の派遣などを行っていただき、大変重宝いたしました。



経済産業省 安全保障貿易管理ホームページ

安全保障貿易管理
Export Control

最新の制度改正情報を掲載
最新の制度改正
▶ 外国ユーザーリストの改正について(2018.5.2)
▶ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について(2017.11.22)(2017.12.6)
▶ 改正外為法の施行のための政省令告示について(2017.7.14)
▶ 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律について(2017.5.24)
▶ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について(2016.11.7)
▶ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について(2016.7.29)
▶ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について(2016.3.29)
▶ イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について(2016.1.22)
意見募集中の案件

安全保障貿易管理制度の概要を紹介
安全保障貿易管理の概要
・制度の概要を知りたい方はこちら

許可申請に関する大半の基本情報を掲載
申請手続き
・許可申請を行おうとする方はこちら

企業等の自主管理の促進
企業等の自主管理の促進
・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら

関係法令
関係法令
・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

電子申請
電子申請

キーワードで調べる
外為法改正 | 貨物・技術のマトリクス表 | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準 | 外国ユーザーリスト | 参考情報：政省令-EU規制番号対比表 | 個人輸出 | **大学・研究機関**

新着情報
▶ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集
▶ 平成30年度輸出貿易管理説明会の開催スケジュールを更新いたしました

よくある質問とそれぞれに関する回答を掲載
よくある質問とそれぞれに関する回答を掲載

申請
経済産業省 安全保障貿易管理センター
(本館14F東8)
電話番号：03-3501-2801
東京都千代田区森が関1丁目3番1号
窓口の受付時間
午前：10:00～11:00(水曜日を除く)
午後：1:30～ 3:00
※水曜日の窓口の受付時間は、午後1:30～3:00とします。
(プレミアムフライデーにおける窓

申請手続き
企業等の自主管理の促進
事後審査(外為法違反について)
説明会
関係法令
Q&A
リンク集
ENGLISH PAGE

【外国為替令及び輸出貿易管理令】

安全保障貿易管理HP: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

リーフレット・ポスター

- 経済産業省 安全保障貿易管理HPの大学・研究機関のページ (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>)に安全保障貿易管理に関するリーフレット4種類・ポスター1種類を掲載しています。
- 電子データ(PDF)を掲載しておりますので、印刷してご利用いただくことが可能です。
- 送付のご要望等ありましたら、資料送付依頼書に必要事項を記入の上ご依頼ください。なお、部数によっては在庫状況により対応出来ない場合があります。

<リーフレットの例>

先生! 待ってください!!

その大事な研究が、大量破壊兵器に使われ、世界のどこかで悲劇を生むかもしれません!

ちよつと待ってください!!

国際交流の推進は大切ですが...
 ① 規制対象貨物を輸出しようとする際
 ② 規制対象技術を提供しようとする際には、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

安心して研究を行うためにも一人一人の意識と行動が重要です。

外為法の罰則は、違反行為を行った関係者のみならず、法人に対象となります。万が一外為法違反に問われた場合は、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry
METI
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

「自分は兵器開発の研究なんてしていない」と考えていたら...

例えば...

1 原子力工学・放射性材料化学 色素レーザー光による ^{99m} Tc励起スキームの研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮) 複数の色素レーザー光を照射してLi(リチウム)同位体の ⁶ Liを選択的に励起して光電離、励起されたイオンを電極板に吸引し、 ⁶ Liを濃縮。	1 原子力工学・放射性材料化学 色素レーザー光による ^{99m} Tc励起スキームの研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮) 核兵器の原料精製のためのウラン濃縮装置の設計に転用可能【2の項(31)】。
2 構造力学・材料工学 炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究(高温耐熱材料) 炭素繊維を補強材とした複合材料を製作し、その力学的特性及び機能の特性を高性能化。	2 構造力学・材料工学 炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究(高温耐熱材料) ミサイルの推進用ロケットモーターのノズル部分に転用可能【4の項(15)】。
3 生化学 炭疽菌の研究(炭疽菌) 炭疽菌の芽胞を対象として、炭疽菌の病原性、ワクチン、炭疽菌の診断法に関する研究。	3 生化学 炭疽菌の研究(炭疽菌) 炭疽菌の芽胞をエアロゾル化しやすい形態に加工して散布し、肺炎菌の発生を誘発するなど、生物兵器へ転用可能【3の2項(1)】。
4 半導体工学・情報科学 高分解能赤外線画像システムの研究(光電特性、画像処理、画像認識) 酸化ガリウムを用いた高分解能近赤外光用イメージ増強管を用いた画像認識装置の研究。	4 半導体工学・情報科学 高分解能赤外線画像システムの研究(光電特性、画像処理、画像認識) 夜間戦闘用ナイトビジョンなど、通常兵器に転用可能【10の項(2)】。

※【1】内は、輸出貿易管理令(別表第1)中の特定貨物です。詳しくは「安全保障貿易管理ホームページ」を参照。

<ポスター>

先生! その大事な研究が大量破壊兵器などに使われないためにもあなたの意識と行動が重要です。

「技術の提供」や「研究資材の持出し・送付」

その前に、こちらの相談窓口へ確認を!!

経済産業省 文部科学省
 輸出貿易管理令(別表第1)中の特定貨物等
 輸出貿易管理令(別表第1)中の特定貨物等
 TEL: 03-3501-2800 安全保障貿易管理

経済産業省では、HPにてQ&A(計31問)を公表し、大学・研究機関でのルール及び運用等を明確化している。

＜例＞

■国内に設置されたスパコンに対して、海外からリモートアクセスさせる場合の取扱い → [Q8](#)

■大学等が実施するオンライン講座の取扱い → [Q10](#)

■学会発表(質疑応答を含む)の取扱い → [Q11](#)

■留学生等にリスト規制該当貨物の操作方法を教える場合の取扱い → [Q7](#)

■留学生等に対する講義や実習の取扱い → [Q9](#)

■入国後6ヶ月以上経過した留学生に対する技術提供の取扱い → [Q19](#)

おわりに

- 我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。中国の軍民融合による技術獲得といった動きにも注意が必要です。
- 機微技術は、一度流出すれば取り返すことができません。
- 我が国及び欧米等は、機微技術の輸出管理・投資管理を一層強化する方向です。
- 内部管理体制を構築し、教授の個人的な判断ではなく、責任者による確認を行い、組織として管理を行うことが必要です。